畜産経営安定化飼料緊急支援事業実施要綱

〔平成２５年７月２６日付け２５農畜機第１９１１号〕
一部改正　平成２６年３月３１日付け２５農畜機第５４０６号
一部改正　平成２８年３月３０日付け２７農畜機第５５７７号
一部改正　平成２９年３月３０日付け２８農畜機第６４６２号
一部改正　平成３０年３月２２日付け２９農畜機第６５９３号
一部改正　平成３１年３月２７日付け３０農畜機第７６４７号
一部改正　令和　２年３月２６日付け　元農畜機第７７４５号
一部改正　令和　３年３月２９日付け　２農畜機第７０７９号
一部改正　令和　４年３月２８日付け　３農畜機第６９１０号
一部改正　令和　５年３月２８日付け　４農畜機第６９９６号
一部改正　令和　６年３月２６日付け　５農畜機第８４６２号
一部改正　令和　７年３月２７日付け　６農畜機第８４５４号

畜産経営の安定・競争力の強化を図る上で、畜産物生産費の大宗を占める配合飼料費の低減を図ることが急務となっているなかで、家畜の飼養頭羽数の減少に伴う配合飼料生産量の減少による配合飼料工場の操業率の低下が課題となっている。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、特例的な措置として配合飼料製造業者における配合飼料製造・供給コスト低減の取組を行うための事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成１４年法律第１２６号）第１０条第２号の規定に基づき補助することとし、もって畜産経営の安定・競争力の強化を図り国産畜産物の安定供給に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成１５年１０月１日付け１５農畜機第４８号－１）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成２６年３月３１日付け２５農畜機第５３７６号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第１　事業実施主体及び事業の内容等

この事業の事業実施主体、事業の内容、事業の実施及び補助金交付の事務手続等は、別添のとおりとする。

第２　その他

１　この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定めるも

のとする。

２　事業実施主体及び事業実施主体から事業の委託を受けた者は、業務上知り得た内容を他に漏らしてはならない。

附　則（平成２５年７月２６日付け２５農畜機第１９１１号）

この要綱は、平成２５年７月２６日から施行する。

附　則（平成２６年３月３１日付け２５農畜機第５４０６号）

１　この要綱の改正は、平成２６年４月１日から施行する。

２　平成２５年度に終了した事業については、この要綱の改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附　則（平成２８年３月３０日付け２７農畜機第５５７７号）

１　この要綱の改正は、平成２８年４月１日から施行する。

２　平成２７年度に終了した事業については、この要綱の改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附　則（平成２９年３月３０日付け２８農畜機第６４６２号）

１　この要綱の改正は、平成２９年４月１日から施行する。

２　平成２８年度に終了した事業については、この要綱の改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附　則（平成３０年３月２２日付け２９農畜機第６５９３号）

１　この要綱の改正は、平成３０年４月１日から施行する。

２　平成２９年度に終了した事業については、この要綱の改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附　則（平成３１年３月２７日付け３０農畜機第７６４７号）

１　この要綱の改正は、平成３１年４月１日から施行する。

２　平成３０年度に終了した事業については、この要綱の改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附　則（令和２年３月２６日付け元農畜機第７７４５号）

１　この要綱の改正は、令和２年４月１日から施行する。

２　令和元年度に終了した事業については、この要綱の改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附　則（令和３年３月２９日付け２農畜機第７０７９号）

１　この要綱の改正は、令和３年４月１日から施行する。

２　令和２年度までに終了した事業については、この要綱の改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附　則（令和４年３月２８日付け３農畜機第６９１０号）

１　この要綱の改正は、令和４年４月１日から施行する。

２　令和３年度までに終了した事業については、この要綱の改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附　則（令和５年３月２８日付け４農畜機第６９９６号）

１　この要綱の改正は、令和５年４月１日から施行する。

２　令和４年度に終了した事業については、この要綱の改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附　則（令和６年３月２６日付け５農畜機第８４６２号）

１　この要綱の改正は、令和６年４月１日から施行する。

２　令和５年度に終了した事業については、この要綱の改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附　則（令和７年３月２７日付け６農畜機第８４５４号）

１　この要綱の改正は、令和７年４月１日から施行する。

２　令和６年度に終了した事業については、この要綱の改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

別添

配合飼料製造費等低減緊急支援事業

第１　事業実施主体

この事業の事業実施主体は、令和７年度畜産業振興事業に係る公募要領（令和７年１月２４日付け６農畜機第６７４１号）により応募した者から選定された者（以下「公募団体」という。）とする。

第２　事業の内容

この事業の内容は次のとおりとする。

１　配合飼料製造費等の低減に向けた検討等

公募団体は、配合飼料製造・供給コストの低減を図るため、次に掲げる取組を実施するものとする。

（１）関税定率法（明治４３年法律第５４号）第１３条第１項の規定に基づき、税関長の承認を受けた飼料製造工場において配合飼料（飼料の公定規格（昭和５１年７月２４日付け農林省告示第７５６号）の１の（１）から（３）まで及び（５）において公定規格が定められているものをいう。以下同じ。）の製造を行う者であって、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和２８年法律第３５号）第５０条第１項の規定に基づく届出を行っている配合飼料製造業者（以下「配合飼料製造業者」という。）及び配合飼料関係者等を構成員とした検討会の開催

（２）配合飼料製造・供給コストの低減に向けた事例等調査

（３）検討会等の結果を踏まえた、配合飼料製造業者が配合飼料を製造する事業場（以下「配合飼料工場」という。）における操業率の増加又は配合飼料製造・供給コスト低減に関する目標等を定める配合飼料製造費等低減計画（以下「配合飼料製造費等低減計画」という。）の策定

２　配合飼料製造費等の低減に向けた設備導入等

公募団体は、配合飼料製造費等低減計画に基づき配合飼料製造業者が所有している配合飼料工場又は配合飼料を供給するための一時保管施設（以下「中継基地」という。）の再編・合理化の取組（既存の複数の設備等の廃棄・統合等により配合飼料工場の操業率の増加や配合飼料製造・供給コスト低減等を通じて良質かつ低廉な配合飼料の供給を実現するため、配合飼料製造業者が行う事業活動を再編する取組（以下「事業再編」という。））に対し、次に掲げる支援を実施するものとする。

（１）事業再編を行うため必要となる設備導入等に係る資金（以下「低減緊急支援資金」という。）の借入れを行った場合、配合飼料製造業者に対し、金利相当額（以下「利子助成金」という。）の助成を行う。

（２）事業再編を行うため施設廃棄等を行った場合、配合飼料製造業者に対し、当該施設廃棄に要する経費の一部を補助する。

３　事業の推進指導

１及び２の事業の円滑な実施を図るための推進指導

第３　事業の実施

１　実施要領の作成

公募団体は、第２の２の事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い等を定めた実施要領を作成し、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

２　事業再編計画の作成等

配合飼料製造業者は、配合飼料製造費等低減計画と整合を図りつつ良質かつ低廉な配合飼料の供給を実現するための事業再編計画（農業競争力強化支援法（平成２９年法律第３５号）第１８条第１項の規定に基づき主務大臣の認定を得た事業再編計画をいう。以下同じ。）を公募団体に提出するものとする。これを変更する場合も同様とする。

３　低減緊急支援資金の借入れ等

（１）低減緊急支援資金の借入れを希望する配合飼料製造業者は、別紙様式第１号の低減緊急支援資金に係る借入計画（以下「借入計画」という。）を作成し、配合飼料製造費等低減計画、事業再編計画及び融資機関の償還可能性等に関する意見を付して、公募団体に提出するものとする。これを変更する場合も同様とする。

（２）公募団体は、（１）により提出された借入計画を審査し、妥当と認められる場合は、理事長と協議の上で、借入計画の承認を行うものとする。

（３）公募団体は、（２）の承認を行った場合は、速やかに当該配合飼料製造業者に対し通知するものとする。

（４）当該配合飼料製造業者は、融資機関の低減緊急支援資金の貸付実行後速やかに公募団体に借入額、借入利率、償還予定日等を報告するものとする。

４　事業の要件等

（１）低減緊急支援資金の使途

低減緊急支援資金の使途は、配合飼料工場及び中継基地の事業再編を行うための経費とし、別表１に掲げる設備・機械等とする。

（２）借入対象期間

低減緊急支援資金の借入対象期間は、令和７年度とする。

（３）融資機関

低減緊急支援資金の対象となる融資機関は、次に掲げるものとする。

ア　農業協同組合

イ　農業協同組合連合会
ウ　農林中央金庫
エ　商工組合中央金庫
オ　公募団体が指定した銀行等

（４）借入条件

ア　借入限度額

配合飼料製造業者ごとの借入限度額は、３の（２）の承認を受けた額とする。

イ　償還期限及び据置期間

償還期限（据置期間を含む。）は２０年以内、据置期間は３年以内とする。

ウ　償還方法

償還方法は、元金均等償還又は一括償還とする。

エ　利子助成率等

利子助成金の利子助成率は１．２５％以内とする。

ただし、実勢の市中貸付利率（以下「実勢利率」という。）が１．２５％を下回る場合は、利子助成率は実勢利率以内とする。

オ　低減緊急支援資金に係る借入計画の承認の取消し

公募団体は、３の（１）の借入計画に沿った取組が行われなかったときは、借入計画の承認を取り消すものとし、承認を取り消した場合は、その旨を低減緊急支援資金の借入者に速やかに通知するものとする。

カ　利子助成金の停止

オにより、借入計画の承認が取り消された場合又は低減緊急支援資金の借入者が経営を中止した場合には、公募団体は、これ以降、当該借入者に対し、借入れに係る利子助成金を交付しないものとする。

（５）支援対象となる施設廃棄等

第２の２の（２）により支援対象となる施設廃棄に係る費用は、別表２に掲げる費用とする。

また、対象施設等を売却して得た対価については、これを補助対象経費から控除することとする。

５　みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

（１）配合飼料製造業者は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和６年１２月２０日付け６環バ第２７８号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づき、第３の１の実施要領に定める交付申請時に当該通知別添の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）（以下「環境負荷低減チェックシート」という。）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、環境負荷低減チェックシートを公募団体に提出するものとする。

また、実績報告時には、当該環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを公募団体に提出するものとする。

（２）公募団体は、全ての配合飼料製造業者から当該環境負荷低減チェックシートを収集し、その一覧と自らの環境負荷低減チェックシートを併せて、第７の１の交付申請時、第８の実績報告時に理事長へ提出するものとする。一覧には、配合飼料製造業者の名称及び住所（都道府県）の情報を含めることとする。

６　事業の委託

公募団体は、この事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

７　事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和７年度とし、第２の２の（１）の事業については令和元年度から令和７年度までとする。

第４　事業の推進指導等

１　公募団体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体及び融資機関との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。

２　配合飼料製造業者は、公募団体の指導の下、関係機関、関係団体及び融資機関との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施に努めるものとする。

第５　利子助成金の返還等

公募団体が、低減緊急支援資金の借入者に対し利子助成金を交付した後、その交付した利子助成金の全部又は一部が適当でないことが認められる場合は、当該借入者から事情を徴するとともに、次により措置するものとする。

１　公募団体は、適当でないと認められた利子助成金の全部又は一部に別表３に定める利息相当額を加算した額（以下「返還金」という。）を別表４に定める期限内に当該借入者から納付させる。

２　公募団体は、１の期限内に返還金が納付されない場合は、当該返還金のほか、１の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ当該返還金に年１０．９５％の割合で計算した延滞金を徴さなければならない。

３　公募団体は、１の返還金及び２の延滞金の納付後速やかにそれらを機構に納付するものとする。

第６　機構の補助等

機構は、予算の範囲内において、別表５に定める補助対象経費及び補助率により、公募団体が第２の事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第７　補助金の交付手続等

１　補助金の交付申請

公募団体は、補助金の交付を受けようとする場合は、配合飼料製造業者から提出された事業実施計画を取りまとめの上、自ら作成する事業実施計画と合わせて、理事長が別に定める期日までに別紙様式第２号の畜産経営安定化飼料緊急支援事業（配合飼料製造費等低減緊急支援事業）補助金交付申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

２　事業の変更承認申請

公募団体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、別紙様式第３号の畜産経営安定化飼料緊急支援事業（配合飼料製造費等低減緊急支援事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

（１）事業の中止又は廃止

（２）事業費の３０％を超える増減

（３）補助金の交付決定の額の増加を伴う事業費の増

３　補助金の概算払

（１）理事長は、この事業の円滑な実施を図るため必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。

（２）公募団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第４号の畜産経営安定化飼料緊急支援事業（配合飼料製造費等低減緊急支援事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

第８　事業の実績報告等

１　公募団体は、配合飼料製造業者から提出された事業の実績を取りまとめの上、自らの事業実績とともに、この事業が完了した日から起算して１か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の４月２０日のいずれか早い期日（事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して１か月を経過した日）までに、別紙様式第５号の畜産経営安定化飼料緊急支援事業（配合飼料製造費等低減緊急支援事業）実績報告書（以下「実績報告書」という。）を作成し、理事長に報告するものとする。

２　第２の２の事業が完了した配合飼料製造業者は、関係書類を添えて速やかに公募団体に報告するものとする。

３　公募団体は、２の報告を取りまとめ、理事長に報告するものとする。

第９　施設等の運営状況に関する報告

１　第２の２の事業を実施した配合飼料製造業者は、設備導入等が完了した年度の翌年度から起算して５年間は、毎年度、公募団体に対し導入した設備等の運営状

況に関する報告書を提出するものとする。

２　公募団体は、１の報告書を取りまとめ、当該年度分を翌年度の６月３０日までに別紙様式第６号の畜産経営安定化飼料緊急支援事業（配合飼料製造費等低減緊急支援事業）運営状況報告書により理事長に報告するものとする。

第１０　消費税及び地方消費税の取扱い

１　公募団体は、機構に対して第７の１の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

２　公募団体は、１のただし書により申請をした場合において、第８の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　公募団体は、１のただし書により申請をした場合において、第８の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第７号の畜産経営安定化飼料緊急支援事業（配合飼料製造費等低減緊急支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（２の規定により減額した場合には、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（公募団体自ら又はそれぞれの配合飼料製造業者の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について補助金適正化法第１５条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年６月３０日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第１１　帳簿等の整備保管等

１　公募団体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は配合飼料製造業者に対する利子助成金の交付がすべて完了した最終年度の翌年度から起算して５年間とする。

２　１に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録

により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

3　理事長は、この要綱に定めるもののほか、事業実施及び事業実績について、必要に応じ、公募団体に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

別表１

対象設備・機械等
１　配合飼料工場 　原料搬入設備、原料保管設備、粉砕・計量混合設備、各種変形加工設備、配合飼料保管設備、包装・充填設備、配合飼料出荷設備、制御設備、その他配合飼料製造に必要となる付帯設備及び施設を覆うために必要な建築物等 ２　中継基地 　配合飼料保管・出荷設備、その他配合飼料供給に必要となる付帯設備及び施設を覆うために必要な建築物等 ３　その他 　１及び２の設備・機械等の整備に係る付帯工事費、設計費、諸経費及び管理費等

別表２

施設廃棄等
１　配合飼料工場 　原料搬入設備、原料保管設備、粉砕・計量混合設備、各種変形加工設備、配合飼料保管設備、包装・充填設備、配合飼料出荷設備、制御設備、その他配合飼料製造に必要となる付帯設備及び施設を覆うために必要な建築物等 ２　中継基地 　配合飼料保管・出荷設備、その他配合飼料供給に必要となる付帯設備及び施設を覆うために必要な建築物等 ３　費用 　１及び２の施設等の撤去、廃棄、移設に係る費用（付帯工事費、設計費、諸経費及び管理費等を含む。）

別表３

利息相当額
利息相当額は、次に掲げる式により算出するものとする。 $$利息相当額 = a \times 7.5\% \times \frac{b}{365}$$ ａ：適当でないと認められた利子助成金の全部又は一部 ｂ：利子助成金が当該借入者に交付された日から第５の１の返還金が公募団体に納付されるまでの日数

別表４

納付期限
納付期限は、交付した利子助成金の全部又は一部が適当でないとして公募団体が当該借入者に返還金の納付を文書をもって通知した日から起算して４０日目とする。

別表５

事業内容	補　助　対　象　経　費	補　助　率
１　配合飼料製造費等の低減に向けた検討等	配合飼料製造･供給コストの低減に向けた以下の取組を行うのに必要な経費 （１）検討会の開催 （２）事例等調査 （３）配合飼料製造費等低減計画の策定	定　額
２　配合飼料製造費等の低減に向けた設備導入等	（１）低減緊急支援資金の借入者に対する利子助成に要する経費	定　額
	（２）事業再編に伴う施設廃棄に要する経費	３分の１以内
３　事業の推進指導	１及び２の事業の円滑な実施を図るための推進指導に要する経費	定　額

別紙様式第１号

低減緊急支援資金に係る借入計画

令和　　年　　月　　日

１　借入れを希望する配合飼料製造業者の概要

住　　所	〒
電話番号	（　　）　　－
法人名	
代表者名	

２　低減緊急支援資金借入内容

融資機関名			
借入予定額	千円	借入予定日	令和　年　月　日
借入予定期間	カ月	据置予定期間	カ月
償還方法			

注１：償還方法は、元金均等償還又は一括償還のいずれかを記載すること。
　２：借入実行ごとに記載すること。

３　配合飼料製造費等の低減に向けた設備導入等の取組

項目	取組内容	金額（千円）
製造コスト低減に向けた設備導入等		
供給コスト低減に向けた設備導入等		
合　計		

注：事業として取り組むものを全て記載すること。

４　今回借入資金の償還計画（借入金　　円、借入利率　　％）

償還時期	償還金額①	①のうち元金相当額	①のうち利子相当額
令和　　年　　月	円	円	円
令和　　年　　月	円	円	円
令和　　年　　月	円	円	円
令和　　年　　月	円	円	円
令和　　年　　月	円	円	円
令和　　年　　月	円	円	円
合　計	円	円	円

５　添付書類

（１）配合飼料製造費等低減計画及び事業再編計画

（２）融資機関の償還可能性等に関する意見

（３）設備導入等に係る見積書

（４）設備導入等に係る設計図及び用地内における建物等の配置図

（５）定款

（６）最近時点の事業（業務報告書）及び事業（業務）計画書

（注）添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第２号

令和　　年度畜産経営安定化飼料緊急支援事業
（配合飼料製造費等低減緊急支援事業）補助金交付申請書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　　所
団　体　名
代表者氏名

令和　　年度において畜産経営安定化飼料緊急支援事業（配合飼料製造費等低減緊急支援事業）を下記のとおり実施したいので、畜産経営安定化飼料緊急支援事業実施要綱別添第７の１の規定に基づき、補助金　　円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

１　事業の目的

２　事業の内容
別紙様式第２号の別紙「令和　　年度畜産経営安定化飼料緊急支援事業（配合飼料製造費等低減緊急支援事業）実施計画書」のとおり

３　事業に要する経費の配分及び負担区分

（単位：円）

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他（　　）	
１　配合飼料製造費等の低減に向けた検討等 （１）検討会の開催 （２）事例等調査 （３）配合飼料製造費等低減計画の策定 ２　配合飼料製造費等の低減に向けた設備導入等 （１）低減緊急支援資金の借入者に対する利子助成				

（２）施設廃棄 ３　事業の推進指導				
合　計				

４　事業実施期間

（１）事業着手年月日　　令和　　年　　月　　日

（２）事業完了年月日　　令和　　年　　月　　日

５　添付書類

（１）定款

（２）業務方法書

（３）最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

（４）配合飼料製造費等低減計画及び事業再編計画（第２の２の事業を実施する場合に限る。）

（５）環境負荷低減チェックシート（又はその一覧）

（注）添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第２号の別紙

令和　　年度畜産経営安定化飼料緊急支援事業
（配合飼料製造費等低減緊急支援事業）実施計画書

１　配合飼料製造費等の低減に向けた検討等

（１）検討会の開催

（単位：円）

事業内容	事業費				負担区分		算出根拠
	費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
	会場借料						
	委員謝金						
	委員旅費						
	資料印刷費						
	通信運搬費						
	その他経費						
合　計							

（２）事例等調査

（単位：円）

事業内容	事業費				負担区分		算出根拠
	費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
	調査旅費						
	集計・分析費						
	資料印刷費						
	その他経費						
合　計							

（３）配合飼料製造費等低減計画の策定

（単位：円）

事業内容	事業費				負担区分		算出根拠
	費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
	資料作成費						
	資料印刷費						
	通信運搬費						
	その他経費						
合　計							

２　配合飼料製造費等の低減に向けた設備導入等

（１）低減緊急支援資金の借入者に対する利子助成

（単位：円）

配合飼料製造業者名	事業費	負担区分		算出根拠
		機構 補助金	その他 （　　）	
合　計				

注：算出根拠には、借入金額、借入利率、期間等を記載すること。

（２）施設廃棄

（単位：円）

配合飼料製造業者名	事業費	負担区分		算出根拠
		機構 補助金	その他 （　　）	
合　計				

３　事業の推進指導

（単位：円）

区分	事業費	負担区分		算出根拠
		機構 補助金	その他 （　　）	
合　計				

別紙様式第３号

令和　　年度畜産経営安定化飼料緊急支援事業
（配合飼料製造費等低減緊急支援事業）補助金交付変更承認申請書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　　所
団　体　名
代表者氏名

令和　　年　　月　　日付け　　農畜機第　　号で補助金交付決定通知のあった畜産経営安定化飼料緊急支援事業（配合飼料製造費等低減緊急支援事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、畜産経営安定化飼料緊急支援事業実施要綱別添第７の２の規定に基づき申請します。

記

１　変更の理由

２　事業の内容
別紙様式第２号の別紙に準じて作成すること。

３　事業に要する経費の配分及び負担区分

（単位：円）

区分	事業費	負担区分		備考
		機構 補助金	その他 （　　）	
１　配合飼料製造費等の低減に向けた検討等 （１）検討会の開催 （２）事例等調査 （３）配合飼料製造費等低減計画の策定 ２　配合飼料製造費等の低減に向けた設備導入等 （１）低減緊急支援資金の借入				

者に対する利子助成 （２）施設廃棄 ３　事業の推進指導				
合　計				

注：変更部分を二段書にし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

別紙様式第４号

令和　　年度畜産経営安定化飼料緊急支援事業
（配合飼料製造費等低減緊急支援事業）補助金概算払請求書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　　所
団　体　名
代表者氏名

令和　　年　　月　　日付け農畜機第　　号で補助金交付決定通知のあった畜産経営安定化飼料緊急支援事業（配合飼料製造費等低減緊急支援事業）の実施について、下記のとおり金　　円を概算払により支払われたく、畜産経営安定化飼料緊急支援事業実施要綱別添第７の３の規定に基づき請求します。

記

１　補助金概算払請求額

区　　分	交付決定		事業遂行状況（令和　年　月　日現在）			既概算払受領額④	今回概算払請求額⑤	令和　年　月　日まで予定出来高（④＋⑤）／②	残額②－④－⑤
	事業費①	機構補助金②	事業費③	機構補助金	事業費出来高③／①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
１　配合飼料製造費等の低減に向けた検討等 （１）検討会の開催 （２）事例等調査 （３）配合飼料製造費等低減計画の策定 ２　配合飼料製造費等の低減に向けた設備導入等 （１）低減緊急支援資金の借入者に									

対する利子助成 （２）施設廃棄 ３　事業の推進指導									
合　計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の支出実績及び支出計画を添付すること。

２　振込先金融機関名等

（１）金融機関名　　○○銀行　　○○支店

（２）預金種類　　○○預金

（３）口座番号

（４）口座名義

注：概算払請求書を提出するに当たっては、別紙様式第２号の別紙に準じた様式を添付すること。

別紙様式第５号

令和　　年度畜産経営安定化飼料緊急支援事業
（配合飼料製造費等低減緊急支援事業）実績報告書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　　所
団　体　名
代表者氏名

令和　　年　　月　　日付け農畜機第　　号で補助金交付決定通知のあった畜産経営安定化飼料緊急支援事業（配合飼料製造費等低減緊急支援事業）を下記のとおり実施したので、畜産経営安定化飼料緊急支援事業実施要綱別添第８の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。
なお、併せて精算額　　円の交付を請求します。

記

１　事業の目的

２　事業の内容
別紙様式第２号の別紙に準じて作成すること。
ただし、計画を上段に括弧書で記載し、下段に実績を記載するものとする。

３　事業に係る精算

（単位：円）

区　　分	交付決定		事業実績		既概算払受領額⑤	差引精算払請求額④－⑤＝⑥
	事業費①	機構補助金②	事業費③	機構補助金④		
１　配合飼料製造費等の低減に向けた検討等 （１）検討会の開催 （２）事例等調査 （３）配合飼料製造費等低減計画の策定						

2　配合飼料製造費等の低減に向けた設備導入等 （1）低減緊急支援資金の借入者に対する利子助成 （2）施設廃棄 3　事業の推進指導						
合　計						

4　事業開始及び完了年月日

令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

5　振込先金融機関名等

（1）金融機関名　　○○銀行　　○○支店

（2）預金種類　　○○預金

（3）口座番号

（4）口座名義

6　添付書類

（1）配合飼料製造費等低減計画

（2）第２の２の（1）の事業を実施した場合にあっては融資実績及び償還実績の取りまとめ表

（3）第２の２の（2）の事業を実施した場合にあっては別紙様式第５号の別紙　施設廃棄検査調書

（4）環境負荷低減チェックシート（又はその一覧）

別紙様式第５号の別紙

令和　　年度畜産経営安定化飼料緊急支援事業業
（配合飼料製造費等低減緊急支援事業）施設廃棄検査調書

下記工事について完了しましたので報告します。

令和　　年　　月　　日

（配合飼料製造業者）
検査員所属・職・氏名
立会者所属・職・氏名

記

1　施設廃棄工事名称	
2　工事場所・施設	
3　工期	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日
4　事業費	円（税込）
5　請負者の住所及び氏名	
6　検査年月日	令和　　年　　月　　日
7　検査所見	
8　備考	

注：請負者からの完了届の写しを添付すること。

上記のとおり工事が完了したことを確認しました。

令和　　年　　月　　日
（事業実施主体）
所属・職・氏名

別紙様式第６号

令和　　年度畜産経営安定化飼料緊急支援事業
（配合飼料製造費等低減緊急支援事業）運営状況報告書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　　所
団　体　名
代表者氏名

令和　　年度に実施した畜産経営安定化飼料緊急支援事業（配合飼料製造費等低減緊急支援事業）における令和　　年度の運営状況について、畜産経営安定化飼料緊急支援事業別添第９の２の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

配合飼料製造業者から提出のあった運営状況報告書の一覧

番号	配合飼料製造業者名	備考

注：公募団体に提出のあった運営状況報告を添付すること。

別紙様式第７号

令和　年度畜産経営安定化飼料緊急支援事業(配合飼料製造費等低減緊急支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　　所
団　体　名
代表者氏名

令和　年　月　日付け　農畜機第　号で補助金の交付決定通知のあった令和　年度畜産経営安定化飼料緊急支援事業（配合飼料製造費等低減緊急支援事業）補助金について、畜産経営安定化飼料緊急支援事業実施要綱別添第１０の３の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額　　円を返還します。(返還がある場合は、記載すること)）

記

１　補助金適正化法第１５条の補助金の額の確定額
（令和　年　月　日付け　農畜機第　　号による額の確定通知額）
金　　円

２　補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金　　円

４　補助金返還相当額（３－２）
金　　円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
・消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

〔　　〕

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

〔　　〕

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料